

欧州付加価値税制度の概要

欧州付加価値税制度の概要

1. 欧州付加価値税の基本的な仕組み
2. 付加価値税の名称
3. 各加盟国の付加価値税収が国内総生産に占める割合
4. 納税義務者
5. 課税の対象
6. 課税地の決定
7. 非課税取引
8. 輸出免税
9. 資産の譲渡等の時期
10. 課税標準
11. 税率
12. 前段階税控除
13. 申告・納付
14. 記帳義務と帳簿保管義務
15. インボイスの記載要件
16. 税務当局への届出・登録義務

1. 欧州付加価値税の基本的な仕組み

- (1) 原則として欧州加盟国内で課税事業者が事業として有償で行うすべての資産の譲渡 (supply of goods) と役務の提供 (supply of services) を課税の対象とします。
- (2) 原則として¹、生産、流通、販売などの全段階において、他の課税事業者や消費者に資産の譲渡または役務の提供を行う課税事業者を納税義務者とし、その売上に対して課税します。
- (3) 税の累積を排除するために、課税事業者は、売上にかかわる税額から仕入にかかわる税額を控除し(前段階税控除)、その差引き税額を納付します(控除額が売上にかかわる付加価値税額を上回る場合には、控除不足額の還付が行われます)。
- (4) 欧州連合域内における消費に負担を求める税としての性格上、欧州連合域外からの輸入取引については課税を行い、欧州連合域外への輸出取引については売上に対して課税を行わず、前段階税控除がおこなわれることによりいわゆる国境税調整が行われません。
- (5) 加盟国間で行われる課税事業者間の資産の譲渡は、非課税取引とされ、取得加盟国内で行われる EU 域内取得を課税します。

2. 付加価値税の名称

2010年5月現在、欧州連合はオーストリア(略号 AT)、ベルギー(BE)、ブルガリア(BG)、キプロス(CY)、チェコ共和国(CZ)、デンマーク(DK)、エストニア(EE)、フィンランド(FI)、フランス(FR)、ドイツ(DE)、ギリシア(EL)、ハンガリー(HU)、アイルランド(IE)、イタリア(IT)、ラトビア(LV)、リトアニア(LT)、ルクセンブルク(LU)、マルタ(MT)、オランダ(NL)、ポーランド(PL)、ポルトガル(PT)、ルーマニア(RO)、スロバキア共和国(SK)、スロベニア(SI)、スペイン(ES)、スウェーデン(SE)、イギリス(GB)の27加盟国から成り立っています。それぞれの加盟国での言語による付加価値税の名称は次の通りです。

各加盟国言語による付加価値税の名称一覧

加盟国	付加価値税の名称	付加価値税の略称
オーストリア	Umsatzsteuer	USt、MwSt
ベルギー	Belasting over de toegevoegde waarde Taxe sur la valeur ajoutée	BTW、btw、TVA
ブルガリア	Danak varhu Dobawebata Stoinost	DDS
キプロス	Foros Prostihemenis Axias	FPA
チェコ共和国	Daň z přidané hodnoty	DPH
デンマーク	Merværdiafgift	MOMS

¹ リバースチャージが適用になる場合には、納税義務は資産の取得者または役務の受益者に転嫁されます。

エストニア	Käibemaks	KM
フィンランド	Arvonlisävero	ALV
フランス	Taxe sur la valeur ajoutée	TVA
ドイツ	Umsatzsteuer (Mehrwertsteuer)	USt, MwSt
ギリシア	Foros Prostihemenis Axias	FPA
ハンガリー	Általános fogrgalmi adó	ÁFA
アイルランド	Value added tax	VAT
イタリア	Imposta sul Valore Aggiunto	IVA
ラトビア	Privienotās vērtības nodoklis	PVN
リトアニア	Pridetines vertes morkestis	PVM
ルクセンブルク	Taxe sur la valeur ajoutée	TVA
マルタ	Taxxa fuq il-Vlur Mizjud	VAT
オランダ	Omzetbelating	BTW
ポーランド	Podatek od towarów i usług	PTU
ポルトガル	Imposto Sobre o Valor Acrescentado	IVA
ルーマニア	Taxă pe valoarea adăugată	TVA
スロバキア共和国	Dan z pridanej hodnoty	DPH
スロベニア	Davek na dodano vrednost	DDV
スペイン	Impuesto sobre el Alor Añadido	IVA
スウェーデン	Mervärdesskatt	MOMS
イギリス	Value added tax	VAT

3. 各加盟国の付加価値税収が国内総生産に占める割合²

次の表は、付加価値税収が国内総生産に占める割合が高い順に並べたものです。付加価値税収の絶対額は、ドイツ、イギリス、フランスという西ヨーロッパの経済大国が他に差をつけて大きくなっていますが、国内総生産と比較した場合には、比較的経済規模が小さい加盟国が上位を占めることがわかります。

【付加価値税が各加盟国の国内総生産に占める割合
(2006)】

国名	割合	税収額 (百万ユーロ)
ブルガリア	18.9	4,732.5
デンマーク	16.2	35,549.0

² Eurostat 統計資料

キプロス	15.4	2,255.7
マルタ	14.1	713.3
ハンガリー	13.9	12,507.7
ポルトガル	13.8	21,428.8
フィンランド	13.5	22,495.0
スロベニア	13.4	4,093.6
エストニア	13.1	1,736.8
ラトビア	12.6	2,038.4
ポーランド	12.5	33,846.0
スウェーデン	12.5	39,282.9
オランダ	12.3	65,931.0
ルーマニア	12.0	11,710.3
オーストリア	11.7	30,280.2
アイルランド	11.6	20,285.6
ベルギー	11.3	35,783.4
ギリシャ	11.3	24,190.0
スロバキア	11.3	5,050.3
フランス	11.2	200,723.5
イギリス	11.1	212,368.5
リトアニア	11.0	2,601.7
チェコ共和国	10.7	12,152.1
イタリア	10.3	152,595.0
ドイツ	10.1	235,530.0
スペイン	9.8	95,671.0
ルクセンブルグ	9.8	3,329.9

4. 納税義務者

原則として、資産の譲渡または役務の提供を行う課税事業者が納税義務を負います。

課税事業者とは、営む場所や目的、結果を問わず経済活動を独立して営むすべての者を意味し、ここでいう経済活動とは、製造、流通、サービスの提供に含まれる全活動で、鉱業、農業、自由業も含まれ、所得獲得のために継続的に有形または無形資産を利用することも含まれます。

例外として、リバースチャージが適用される場合には、納税義務が課税事業者である資産の取得者または役務の受益者に転嫁されます。

また、加盟国によっては、法律上は独立した組織であるが、財務上、経済上および組織上他の組織と強く結合している複数の課税事業者を単一の課税事業者みなす連結納税制度がとられている国もあります。

5. 課税の対象

課税の対象は、各加盟国内において課税事業者が事業として有償で行う資産の譲渡および役務の提供ならびに輸入および EU 域内取得とされています。

(1) 資産の譲渡および役務の提供

1) 各加盟国内において行われる取引

付加価値税は各加盟国内で消費される資産、役務に対して負担を求めるものであり、各加盟国内において行われる取引のみが課税の対象です。

2) 課税事業者が事業として行う取引

課税事業者が事業として行う取引が課税の対象になります。課税事業者以外の者が行う取引や事業者であっても非事業として行う取引は課税の対象とはなりません。

3) 有償で行う取引

付加価値税は有償で行われる取引に対して課されるため、無償の取引は原則として課税の対象とはなりません。

ただし、課税事業者が棚卸資産または棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費、使用したり、従業員に消費、使用させた場合、ならびに第三者から購入していたならば前段階税控除が受けられなかったであろう場合などに、例外的に事業として有償で行われる資産の譲渡等とみなすこととされています。

4) 資産の譲渡または役務の提供

資産とは、原則として有形資産を意味しますが、電気、ガス、熱、冷気、不動産の用益権や所有権同等の権利などは有形資産とみなされます。

また、資産の譲渡とは有形資産の所有者としての処分権を移転することと定義されています。

役務の提供は資産の譲渡以外のものであり、サービスを提供することをいい、著作権等の無形資産の譲渡および貸付を含みます。

(2) EU 域内取得

EU 域内取得とは、以下の全ての要件が満たされる取引であるとされています。

- 1) 有形動産に対する所有者としての処分権を取得すること。
- 2) 対象となる資産がある加盟国から他の加盟国に物理的に移動すること。
- 3) 資産が取得者へ輸送されること。

- 4) サプライヤーまたは取得者自身が輸送を行うか、これらから委任を受けた者が輸送を行うこと。

事業として有償で加盟国内において課税事業者が行う EU 域内取得および有償で加盟国内において課税対象外法人が行う EU 域内取得が課税取引となり、この際、資産のサプライヤーが小業者に該当せず、また、課税事業者として資産の譲渡を行うことを要します(第 2 条 (b))。新車等の EU 域内取得の場合には、有償で加盟国内において行われれば、取得者が課税事業者であるか、課税対象外法人であるか、最終消費者であるかを問わず、課税取引とされます。

(3) 輸入

輸入とは、第三国(欧州連合の域外)から資産を EU 域内に物理的に持ち込むことです。輸入者が課税事業者であるか、課税対象外法人であるか、最終消費者であるかは問われません。

6. 課税地の決定

(1) 資産の譲渡の場合

輸送を伴わない資産の譲渡の課税地は、資産の譲渡が行われた時点で資産が所在する場所とされています。資産が譲渡人、顧客、またはその受託者によって輸送された場合の資産の譲渡の課税地は、原則として、輸送の開始時に資産が所在する場所とされています。但し、資産が第三国から輸入されるときは、輸入付加価値税を納付した後の資産の譲渡は、輸入国で行われたものとみなされます。据付組立を伴う資産の譲渡は、据付組立が行われた場所を課税地とします。資産の譲渡にはこの他、機内販売に関する特別ルールとパイプラインによる供給に関する特別ルールがあります。

(2) 役務の提供の場合

2009 年以前、役務の提供の課税地は、B2B 取引であるか、最終消費者³に対する役務提供であるかを問わず、原則として役務の提供者が事業を営む場所とされていました。しかし、VAT パッケージの導入により、2010 年 1 月 1 日以降、事業者間で行われる役務の提供の課税地の原則は、受益者が事業を営む場所が課税地となります。課税事業者以外に対して役務を提供する場合には、従前と同様、役務の提供者が事業を営む場所が原則的な課税地となります。

特定の役務の提供に関して、上記の原則に対する例外規定が数多く定められています。例外

³ 英語原文では、taxable person(課税事業者)を第9条で定義し、それ以外をnon-taxable person(non-taxable legal entityも含む)としています。非課税事業者という言葉は判りにくいため、本稿では最終消費者に統一しています。

規定を大きく分類すると、①役務毎に課税地が定められているもの、②EU域外に居住する最終消費者に対する特定の役務の提供に関するもの、③実際に便益が享受される場所を課税地とする例外の三つがあります。

(3) EU 域内取得の場合

EU 域内取得の課税地は、輸送の終了時に資産が所在する場所とされています。

(4) 輸入の場合

輸入の課税地は、資産が欧州連合に持ち込まれた時点で所在する場所とされています。例外として、資産が保税手続に置かれる場合には、保税手続が終了した時点で資産が所在する場所が課税地とされています。

7. 非課税取引

(1) 前段階税控除権が与えられた非課税取引(免税取引)

- 1) EU 域内非課税納品(第 138 条)
- 2) 非課税とされるアゾレスおよびマデイラ自治区の島々との間もしくはこれらの島々の間における貨物の輸送(第 142 条)
- 3) 輸入の際に貨物の関税評価額に含まれるべき役務の提供であるために非課税とされる役務の提供(第 144 条)
- 4) 輸出および輸出関連取引(第 146 条、第 147 条、164 条)
- 5) 非課税国際輸送(第 148 条、第 149 条)
- 6) 外交上の取り決め、国際機関などに対する資産の譲渡または役務の提供で、輸出として取り扱われる取引(第 151 条)
- 7) 中央銀行に対する金の譲渡(第 152 条)
- 8) 輸出および輸出関連取引、非課税国際輸送、輸出として取り扱われる取引の仲介(第 153 条)
- 9) 保税等の手続きにおかれる予定の資産の譲渡で非課税とされる取引(第 156 条)
- 10) VAT 倉庫におかれる予定の資産の譲渡で非課税とされる取引およびそれに付随する役務の提供(第 157 条 1 項 b、第 158 条、第 159 条、第 160 条)
- 11) 一時輸入等、非課税となる輸入(第 161 条)
- 12) 引き続き輸出または EU 域内非課税納品に用いられる資産の取得または関連する役務の提供(第 164 条)

(2) 以下の取引は、原則として非課税とされていますが、欧州連合域外に拠点を有する者に対して行われた場合またはこれらの資産の譲渡または役務の提供が輸出貨物に直接関係する

場合に限り、免税取引となります(第 135 条(a)から(f))

- 1) 保険ブローカーおよび保険エージェントの保険および再保険取引(関連する役務提供を含む)
- 2) 信用供与と仲介および信用を供与する者による信用の管理
- 3) 信用保証またはその他の金銭担保に関わる仲介と取引および信用を供与する者による信用保証の管理
- 4) 債権回収を除く、預金、当座勘定、支払い、資金移動、借入、小切手およびその他の流通手段の仲介を含む取引
- 5) 通常法定通貨に使用しない金貨、銀貨その他の金属のコインまたは銀行券などの収集対象物を除く、法定通貨として利用される通貨、銀行券、貨幣の仲介を含む取引
- 6) 物権証書および第 15 条2項に定める権利または証券を除く株式、会社または協会に対する持分、社債、その他の証券の仲介を含む取引(但し、保管や管理を除く)

(3) 社会政策上等の理由による非課税取引(第 132 条)

- 1) 乗客輸送および電話通信を除く公共郵便業務およびそれに関連する付随的な資産の譲渡
- 2) 法律で定められた公的機関または社会的に法律で規制されている同様の機関、病院、医療治療または分析センターその他承認されている類似機関での看護、医療ケアおよびこれに関連する行為
- 3) 加盟国が定義する医療および準医療専門家による治療のための医療行為
- 4) 人間の臓器、血液、母乳の供給
- 5) 歯科医による専門的治療ならびに歯科医および歯科医療技師による人工歯の販売
- 6) 付加価値税非課税役務を供給しているかまたは課税事業者でない独立の個人のグループによる役務の提供(その活動に直接必要となる役務をメンバーへ提供し、かつ、共通の支出をメンバーに対してその負担分のみを請求しており、その非課税扱いが市場競争の歪みをもたらすおそれがない場合に限る)
- 7) 福祉および社会保障の仕事に関連する役務の提供および資産の譲渡(老人ホーム、法律で規制される組織または関係する加盟国で社会福祉に奉仕していると認められているその他の組織による役務の提供を含む)
- 8) 児童や若年層の保護に関連する法律により規制される組織または関係する加盟国で社会福祉に奉仕していると認められているその他の組織による役務の提供
- 9) 児童や若年層の教育、学校または大学教育、職業訓練または再訓練と関連する役務の提供および資産の譲渡(法律で規制される組織または関係する加盟国で同様な目的を持つと認められているその他の組織による役務の提供、資産の譲渡を含む)

- 10) 学校または大学教育に関わる教師への私的に支払われる授業料
- 11) 宗教的、哲学的組織による、精神的福祉のための(イ)、(キ)、(ク)および(ケ)に定める内容に関連する役務提供
- 12) 政治的、労働組合的、宗教的、愛国的、哲学的、慈善事業的、市民組織的性格の非営利組織の規則に従い定められた会費を対価としてメンバーの共通の利益のために提供される役務と資産の譲渡(市場競争の歪みをもたらすおそれがない場合に限る)
- 13) スポーツまたは体育教育と関連する非営利組織による、スポーツまたは体育教育参加者への特定の役務の提供
- 14) 法律で定められた組織または、関係する加盟国で認められたその他の文化的組織と関連する特定の文化的役務提供と資産の譲渡
- 15) その行為が(b)、(g)、(h)、(i) (l)、(m)および(n)により非課税とされる組織により行われる純粋に組織の利益のための募金活動における特定の文化的役務提供と資産の譲渡(非課税扱いが市場競争の歪みをもたらすおそれがない場合に限る)
- 16) 適切な権限ある組織による病人、負傷者の輸送目的専用車両による輸送役務
- 17) 公共放送、テレビジョンの組織が行う商業目的外行為

(4) 金融・不動産関連非課税取引(135条)

- 1) 保険ブローカーおよび保険エージェントの保険および再保険取引(関連する役務提供を含む)
- 2) 信用供与と仲介および信用を供与する者による信用の管理
- 3) 信用保証またはその他の金銭担保に関する仲介と取引および信用を供与する者による信用保証の管理
- 4) 債権回収を除く、預金、当座勘定、支払い、資金移動、借入、小切手およびその他の流通手段の仲介を含む取引
- 5) 通常法定通貨に使用しない金貨、銀貨その他の金属のコインまたは銀行券などの収集対象物を除く、法定通貨として利用される通貨、銀行券、貨幣の仲介を含む取引
- 6) 物権証書および第15条2項に定める権利または証券を除く株式、会社または協会に対する持分、社債、その他の証券の仲介を含む取引(但し、保管や管理を除く)
- 7) 加盟国の定める特定の投資ファンドの管理
- 8) 加盟国領域内の郵便役務に使用する額面の郵便切手、収入印紙、その他の類似の印紙の販売
- 9) 各加盟国の定める条件と制限に従って行われる賭博、宝くじ、その他の形態の賭け事
- 10) 第12条1項(a)に定める資産の譲渡以外の建物または建物の一部ならびにそれらが立地する土地の譲渡
- 11) 第12条1項(b)に定める建設用地の譲渡以外の未建設土地の譲渡

12) 不動産の賃貸またはリース

ただし、以下に掲げる取引は非課税取引から除外されています。

- a) 加盟国の法律の定義によるホテル業またはホリデイキャンプまたはキャンプ場として開発された場所を含む類似の役割を持つ業態による宿泊の供給
- b) 車両の駐車のための土地の賃貸
- c) 恒久的に設置された機械設備の賃貸
- d) 金庫の利用

8. 輸出免税

付加価値税は国内において消費される資産、サービスについて負担を求める税であるため、輸出は免税取引となります。

役務の提供に関しては、一部の輸出関連役務の提供は非課税になりますが、国外で行われる場合は不課税であるとされています。

輸出免税の対象となる資産の譲渡または役務の提供は以下になります。

- (1) サプライヤー自身またはその依頼によって欧州連合域外の終着地へ輸送される資産の譲渡。
- (2) その加盟国で設立されたものではない取得者自身またはその受託者によって欧州連合域外の終着地へ輸送される資産の譲渡。
- (3) 欧州連合域外で行われる人道的活動、慈善活動または教育活動の一環として資産を欧州連合から輸出する機関として認定された機関に対して行う資産の譲渡。
- (4) 欧州連合域内で行われる加工のために輸入または取得された資産が作業員またはその加盟国で設立されたものではない作業の発注者自身またはそのいずれかの受託者により再輸出されることを条件として、動産に対する作業を内容とする役務の提供。
- (5) 第 61 条に定められた保税等手続きに置かれている資産および関税法上の保税倉庫以外の倉庫に搬入される予定の資産で、その資産の輸出入に直接関連して提供される役務の提供(運送など付随役務を含む)。

9. 資産の譲渡等の時期

(1) 資産の譲渡、役務の提供の場合

資産の譲渡や役務の提供は、それらが供給された時点で課税要件の充足が実現し、付加価値税の納税義務が成立します。日本の消費税と異なる点として、欧州付加価値税では、

前受金の収受があった場合には、このことをもって課税要件の充足とし、前受金の受領時に納税義務が成立することがあげられます。

(2) EU 域内取得の場合

EU 域内取得は、資産の取得が有効に行われた時点で課税要件の充足が実現し、付加価値税の納税義務が成立します。

(3) 輸入の場合

輸入は、資産が輸入された時点で課税要件の充足が実現し、輸入付加価値税の納税義務が成立します。

10. 課税標準

(1) 資産の譲渡、役務の提供の場合

資産の譲渡または役務の提供の課税標準は、原則として、対価に直接関連する補助金を含む、当該供給の見返りとして顧客または第三者から供給者が取得したまたは取得する予定の対価を構成する全ての要素であるとされています。

(2) EU 域内取得の場合

EU 域内取得の課税標準は、その国で同じ資産が譲渡される場合に用いられる計算要素です。自らが保有する事業資産を別の EU 加盟国に物理的に移動させることによって生じるみなし EU 域内取得の場合には、取引価格が不在のため、同一資産または類似資産の取得原価を課税標準とします。さらに取得原価が不在の場合には、みなし EU 域内取得が行われた時点における再取得価格を課税標準とします。

(3) 輸入の場合

資産の輸入に対して課される輸入付加価値税の課税標準は、欧州連合の規定に従って計算された関税評価額です。

11. 税率

付加価値税の税率は各加盟国により異なり、標準税率の最低税率は 15%と定められており、現在のところ最も高い加盟国の標準税率は 25%です。また、一定の資産の譲渡または役務の提供に対しては、最低 5%の二段階までの軽減税率の導入が認められています。

12. 前段階税控除

日本消費税で仕入れ税額と呼ばれる資産と役務の仕入れに対して課される税額が、欧州付加価値税法では前段階税(input tax)となります。控除対象となる前段階税とは次の場合に課せられる付加価値税です(第 168 条)。

- (1) 他の課税事業者により、課税事業者に対して行われたまたは行われる予定の、資産の譲渡または役務の提供に関して、当該加盟国で納税義務が成立または支払われた付加価値税。
- (2) 他の課税事業者から資産の譲渡または役務の提供を受けていたならば、前段階税の控除の対象とならないであろう資産や役務を、課税事業者が自らが生産したり提供を行っていた場合に、これを他の課税事業者から有償で購入したものとみなして課税する権利が加盟国には認められています(第 18a 条、第 27 条)。このような制度を導入した加盟国で課されるみなし付加価値税。
- (3) EU 域内取得に課される付加価値税。
- (4) みなし EU 域内取得に課される付加価値税。
- (5) 加盟国への輸入に関して納税義務が成立したまたは払われた付加価値税。

13. 申告・納付

(1) 申告期限

すべての課税事業者は課税期間にかかわる申告書を提出しなければなりません。課税期間は各加盟国により一年を超えない範囲で自由に定められています。同様に申告期限も各加盟国により課税期間の終了後 2ヶ月を超えない範囲で定められています。加盟国には電子申告を導入する義務が課されていますが、課税事業者に電子申告への参加を義務付けるかどうかは、各加盟国の裁量にゆだねられています。

(2) 納期限

付加価値税の納付義務を負う課税事業者は、付加価値税申告書提出する時に、付加価値税の純額を納付しなければならないと定められており、申告書の提出と同時に申告書に記載した納付額を納めなければなりません。但し、各加盟国には申告書の提出期限と異なる納付期限を定めること、または予定納付を定める権利があります。

14. 記帳義務と帳簿保管義務

すべての課税事業者は、付加価値税が正しく課税されているかについて税務署が調査を行い判断できるに足るだけの十分な情報を含む会計帳簿作成し保管しなければならないこととされています。

これらは、一般的な記帳義務と帳簿保管義務に関する規定ですが、インボイス制度を採用している欧州では、請求書については発行から保管まで、別途詳細な義務が定められています。

15. インボイスの記載要件

指令で定められている必要的記載事項は以下の項目です。

- (1) 請求書の発行年月日。
- (2) 請求書を特定するための通し番号。
- (3) 課税事業者が当該資産の譲渡または役務提供に使用する VATID 番号。
- (4) EU 域内取得により顧客が付加価値税の納税義務を負う場合、顧客の VATID 番号。
- (5) 課税事業者および顧客の完全な氏名(社名)および住所。
- (6) 販売資産の数量と商慣習上の名称、または、役務提供の内容とその範囲。
- (7) 期日が確定しており、請求書の発行日と同日でない場合に限り、資産の譲渡または役務の提供および完成の日付、前払い請求書の場合は、前受金の受領日。
- (8) 適用税率、非課税および課税売上ごとに区分した課税標準額、付加価値税を含まない単価、単価に含まれていない値引き額。
- (9) 適用税率。
- (10) 簡素化規定が適用される場合を除き、付加価値税額。
- (11) 非課税取引またはリバースチャージが適用される取引を行なう場合は、その根拠となる加盟国の付加価値税法条文または指令の条文の引用をし、非課税またはリバースチャージである旨を表示する。
- (12) 新車等の取引の場合、第 2 条 2 項 b に掲げる新車等であるためのスペックの表示。
- (13) 旅行代理店のための差額課税、美術品骨董品のための課税制度等が適用になる場合には、その旨の記載。
- (14) 税務代理人が納税義務者である場合には、税務代理人の完全な氏名、住所ならびに VATID 番号。

16. 税務当局への届出・登録義務

(1) 届出義務

すべての課税事業者は、課税事業者としての活動の開始時、変更時および終了時に関係する加盟国の税務署に届出なければなりません。これは課税事業者が外国事業者であっても同様です。

(2) 登録義務の対象事業者

次に掲げる者は付加価値税目的での課税事業者登録義務があり、関係する加盟国で VATID 番号を取得する必要があります。

- 1) リバースチャージが適用になる資産の譲渡または役務の提供を除き、当該加盟国で前段階税控除の対象となるような資産の譲渡または役務の提供を行う課税事業者(但し、新車等を非継続的に譲渡する者を除く)。

- 2) 課税資産を EU 域内取得した課税事業者または課税対象外法人、および、非課税となる EU 域内取得につき課税選択権を行使した課税事業者または課税対象外法人
- 3) 当該加盟国の領域外での経済活動のために、当該加盟国内で EU 域内取得を行った課税事業者

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC) グローバルネットワークの日本におけるメンバー ファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

この小冊子は、概略的な内容をご紹介します目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
シニアマネージャー
天野史子
電話 : 03-5251-2400
Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com
<http://www.pwc.com/jp/tax>

www.pwc.com

© 2010 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースの
グローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。